○　労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）<br>第二条　［略］<br>２　［略］<br>３　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。<br>［一・二　略］<br>三　信用リスクに関する次に掲げる事項<br>イ　［略］<br>ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（⑶については、内部格付手法採用金庫に限る。）<br>［⑴・⑵　略］<br>⑶　次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準（開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。） | （単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）<br>第二条　［同上］<br>２　［同上］<br>３　［同上］<br>［一・二　同上］<br>三　［同上］<br>イ　［同上］<br>ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項<br>［⑴・⑵　同上］<br>［加える。］ |

(ⅰ) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）
(ⅱ) ソブリン向けエクスポージャー
(ⅲ) 金融機関等向けエクスポージャー
(ⅳ) 居住用不動産向けエクスポージャー
(ⅴ) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
(ⅵ) その他リテール向けエクスポージャー
(ⅶ) 株式等エクスポージャー
(ⅷ) 特定貸付債権
(ⅸ) 購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

[(1)・(2) 略]

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(ⅴ)及び(ⅵ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による金庫のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

[(ⅰ)～(ⅲ) 略]

[削る。]

ハ [同上]

[(1)・(2) 同上]

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(ⅵ)及び(ⅶ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による金庫のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

[(ⅰ)～(ⅲ) 同上]

(ⅳ) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD／LGD方式

(ⅳ)～(ⅵ)　［略］

［四～七　略］

八　自己資本比率告示第四十七条に規定する株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九　［略］

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ　信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

［(1)～(3)　略］

ロ　内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1)　自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー

(2)　(1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

を適用する場合に限る。）

(ⅴ)～(ⅶ)　［同上］

［四～七　同上］

八　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九　［同上］

4　［同上］

一　［同上］

イ　信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

［(1)～(3)　同上］

ロ　内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1)　マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

(ⅰ)　簡易手法が適用される株式等エクスポージャー

(ⅱ)　内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

(2)　PD／LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ　リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

［(1)～(5)　略］

ニ　［略］

ホ　自己資本比率告示第十一条の算式の分母の額及び当該分母の額に四パーセントを乗じた額

二　信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十二条に規定する延滞エクスポージャー及び自己資本比率告示第四十三条に規定する自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーをいう。第五号イ(2)並びに次条第四項第三号ハ及び第六号イ(2)において同じ。）の期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

ハ　リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

［(1)～(5)　同上］

ニ　［同上］

ホ　自己資本比率告示第十一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

［(1)・(2)　略］

［ニ・ホ　略］

ヘ　標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(1)　信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額（自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となるエクスポージャーの額（自己資本比率告示第四十九条に規定するオフ・バランス取引に係るものを除く。）をいう。以下この号及び次条第四項第三号において同じ。）

(2)　ＣＣＦ（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この号及び次条第四項第三号において同じ。）を適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額（ＣＣＦを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額。以下この号及び次条第四項第三号において同じ。）

(3)　信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

［(1)・(2)　同上］

［ニ・ホ　同上］

ヘ　標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(4) ＣＣＦを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(5) 信用リスク・アセットの額

(6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合

ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのＣＣＦを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(2) ＣＣＦを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

(3) ＣＣＦの加重平均値（ＣＣＦを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。）

(4) ＣＣＦを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー

債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法（内部格付手法のうち、自己資本比率告示第百二十一条第二項各号に掲げるエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャーについて

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項並びに第百四十一条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ ［同上］

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー

債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る$EL_{default}$を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項

LGD及びEADの自金庫推計値を用いる手法をいう。以下同じ。）を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL$_{default}$を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

［削る。］

ル　⑵　［略］

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわた

目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

⑵　PD／LGD方式を適用する株式等エクスポージャー

債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

リ　⑶　［同上］

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、PD／LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD／LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他

る損失額の推計値と実績値との対比

［三・四　略］

五　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)　［略］

(2)　原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、金庫が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3)～(11)　略］

ロ　［略］

［六～八　略］

九　内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用金庫に限る。）

イ　信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー並びに自己資本比率告示第六章の二に規定するＣＶＡリスクを除く。）に関する次に掲げる事項

(1)　内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

［三・四　同上］

五　［同上］

イ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、金庫が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3)～(11)　同上］

ロ　［同上］

［六～八　同上］

［号を加える。］

スク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（(ⅴ)及び(ⅵ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による金庫のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(ⅰ) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ⅱ) ソブリン向けエクスポージャー

(ⅲ) 金融機関等向けエクスポージャー

(ⅳ) 居住用不動産向けエクスポージャー

(ⅴ) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(ⅵ) その他リテール向けエクスポージャー

(ⅶ) 株式等エクスポージャー

(ⅷ) 特定貸付債権

(ⅸ) 購入債権

(2) (1)(ⅰ)から(ⅸ)までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にＳＡ―ＣＣＲ（自己資本比率告示第

五十一条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下この号及び次号並びに次条第四項第十号及び第十一号において同じ。）を用いて算出した信用リスク・アセットの額（⑴において、⑴(ⅴ)及び(ⅵ)の両者を区別した開示を行わない場合には、⑴(ⅴ)及び(ⅵ)の両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

⑶　標準的手法が適用されるポートフォリオ（自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）の信用リスク・アセットの額及び⑴に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（⑴において、⑴(ⅴ)及び(ⅵ)の両者を区別した開示を行わない場合には、⑴(ⅴ)及び(ⅵ)の両者を区別して開示することを要しない。）

(ⅰ)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ⅱ)　ソブリン向けエクスポージャー

(ⅲ)　金融機関等向けエクスポージャー

(ⅳ)　居住用不動産向けエクスポージャー

(ⅴ)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャ

|
(ⅵ) その他リテール向けエクスポージャー
(ⅶ) 株式等エクスポージャー
(ⅷ) 特定貸付債権
(ⅸ) 購入債権

(4) (3)の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にＳＡ―ＣＣＲを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（(1)において、(1)(ⅴ)及び(ⅵ)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(ⅴ)及び(ⅵ)の両者を区別して開示することを要しない。）

(ⅰ) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
(ⅱ) ソブリン向けエクスポージャー
(ⅲ) 金融機関等向けエクスポージャー
(ⅳ) 居住用不動産向けエクスポージャー
(ⅴ) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
|
(ⅵ) その他リテール向けエクスポージャー
(ⅶ) 株式等エクスポージャー

(ⅷ) 特定貸付債権

(ⅸ) 購入債権

ロ　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)　信用リスク・アセットの額

(2)　金庫を標準的手法採用金庫とみなして自己資本比率告示第六章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

十　期待エクスポージャー方式（自己資本比率告示第五十二条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。次条第四項第十一号において同じ。）とＳＡ―ＣＣＲの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第五十二条第一項の承認を受けた標準的手法採用金庫に限る。）

イ　派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）の信用リスク・アセットの額

ロ　自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にＳＡ―ＣＣＲを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

十一　内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用金庫に限る。）

イ　マーケット・リスク相当額の合計額

ロ　全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出に

［号を加える。］

［号を加える。］

| | |
|---|---|
| おいて内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。） | |
| 5　［略］ | 5　［同上］ |
| （連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項） | （連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項） |
| 第三条　［略］ | 第三条　［同上］ |
| 2　［略］ | 2　［同上］ |
| 3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 | 3　［同上］ |
| ［一～三　略］ | ［一～三　同上］ |
| 四　信用リスクに関する次に掲げる事項 | 四　［同上］ |
| イ　［略］ | イ　［同上］ |
| ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（(3)については、内部格付手法採用金庫に限る。） | ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項 |
| ［(1)・(2)　略］ | ［(1)・(2)　同上］ |
| (3)　次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準（開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。） | ［加える。］ |
| (ⅰ)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。） | |
| (ⅱ)　ソブリン向けエクスポージャー | |
| (ⅲ)　金融機関等向けエクスポージャー | |

(ⅳ) 居住用不動産向けエクスポージャー
(ⅴ) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
(ⅵ) その他リテール向けエクスポージャー
(ⅶ) 株式等エクスポージャー
(ⅷ) 特定貸付債権
(ⅸ) 購入債権

ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

[(1)・(2)　略]

(3)　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(ⅴ)及び(ⅵ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

[(ⅰ)～(ⅲ)　略]

[削る。]

(ⅳ)～(ⅵ)　[略]

[五～十　略]

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

---

ハ　[同上]

[(1)・(2)　同上]

(3)　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(ⅵ)及び(ⅶ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

[(ⅰ)～(ⅲ)　同上]

(ⅳ)　株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD／LGD方式を適用する場合に限る。）

(ⅴ)～(ⅶ)　[同上]

[五～十　同上]

4　[同上]

一　［略］

二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ　信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1)　標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

［(2)・(3)　略］

ロ　内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1)　自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー

(2)　(1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

ハ　リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

一　［同上］

二　［同上］

イ　信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1)　標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

［(2)・(3)　同上］

ロ　内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1)　マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

(ⅰ)　簡易手法が適用される株式等エクスポージャー

(ⅱ)　内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

(2)　PD／LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ　リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

［(1)～(5)　略］

ニ　［略］

ホ　自己資本比率告示第二条の算式の分母の額及び当該分母の額に四パーセントを乗じた額

三　信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

［(1)・(2)　略］

［ニ・ホ　略］

へ　標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(1)　信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(2)　ＣＣＦを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(3)　信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バ

［(1)～(5)　同上］

ニ　［同上］

ホ　自己資本比率告示第二条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

［(1)・(2)　同上］

［ニ・ホ　同上］

へ　標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが

ランスシートのエクスポージャーの額

(4) ＣＣＦを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(5) 信用リスク・アセットの額

(6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合

ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのＣＣＦを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(1) ＣＣＦを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(2) ＣＣＦを適用する前及び信用リスク削減手法の効果

適用されるエクスポージャーの額

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額

⑶　ＣＣＦの加重平均値（ＣＣＦを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額を⑵に掲げる額で除した割合をいう。）

⑷　ＣＣＦを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額

リ　内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

⑴　［略］

［削る。］

ト　内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項並びに第百四十一条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ　［同上］

⑴　［同上］

⑵　PD／LGD方式を適用する株式等エクスポージャー

債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(2) ［略］

ル　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

［四・五　略］

六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) ［略］

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産

(3) ［同上］

リ　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD／LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD／LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

［四・五　同上］

六　［同上］

イ　［同上］

(1) ［同上］

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主

の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

[(3)～(11)　略]

ロ　[略]

[七～九　略]

十一　内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用金庫に限る。）

イ　信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー並びに自己資本比率告示第六章の二に規定するＣＶＡリスクを除く。）に関する次に掲げる事項

(1)　内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による金庫のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を

な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

[(3)～(11)　同上]

ロ　[同上]

[七～九　同上]

[号を加える。]

除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ⅱ) ソブリン向けエクスポージャー

(ⅲ) 金融機関等向けエクスポージャー

(ⅳ) 居住用不動産向けエクスポージャー

(ⅴ) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(ⅵ) その他リテール向けエクスポージャー

(ⅶ) 株式等エクスポージャー

(ⅷ) 特定貸付債権

(ⅸ) 購入債権

(2) (1)(ⅰ)から(ⅸ)までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にＳＡ－ＣＣＲを用いて算出した信用リスク・アセットの額（(1)において、(1)(ⅴ)及び(ⅵ)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(ⅴ)及び(ⅵ)の両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ（自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）の信用リスク・アセットの額及び(1)に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこのうち次に掲げる内部格

付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（⑴において、⑴(ⅴ)及び(ⅵ)の両者を区別した開示を行わない場合には、⑴(ⅴ)及び(ⅵ)の両者を区別して開示することを要しない。）

(ⅰ) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ⅱ) ソブリン向けエクスポージャー

(ⅲ) 金融機関等向けエクスポージャー

(ⅳ) 居住用不動産向けエクスポージャー

(ⅴ) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(ⅵ) その他リテール向けエクスポージャー

(ⅶ) 株式等エクスポージャー

(ⅷ) 特定貸付債権

(ⅸ) 購入債権

⑷ ⑶の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にＳＡ―ＣＣＲを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（⑴において、⑴(ⅴ)及び(ⅵ)の両者を区別した開示を行わない場合には、⑴(ⅴ)及び(ⅵ)の両者を区別して開示することを要

しない。）

(ⅰ) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ⅱ) ソブリン向けエクスポージャー

(ⅲ) 金融機関等向けエクスポージャー

(ⅳ) 居住用不動産向けエクスポージャー

(ⅴ) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(ⅵ) その他リテール向けエクスポージャー

(ⅶ) 株式等エクスポージャー

(ⅷ) 特定貸付債権

(ⅸ) 購入債権

ロ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 信用リスク・アセットの額

(2) 金庫を標準的手法採用金庫とみなして自己資本比率告示第六章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

十一 期待エクスポージャー方式とＳＡ―ＣＣＲの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第五十二条第一項の承認を受けた標準的手法採用金庫に限る。）

イ カウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

ロ 自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算

［号を加える。］

| | |
|---|---|
| にＳＡ―ＣＣＲを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額<br>十二　内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用金庫に限る。）<br>イ　マーケット・リスク相当額の合計額<br>ロ　全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）<br>［略］ | ［号を加える。］<br>5<br>［同上］ |